

伊 勢 市 公 報

第 208 号
平成 26 年 7 月 7 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	2
規 則	
○ 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則	6
告 示	
○ 伊勢市議会定例会の招集について	8
○ 伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務の私人への委託について	9
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	10
○ 伊勢都市計画下水道の変更について	11
○ 自転車等放置禁止区域の指定の告示について	12
○ 放置自転車等の撤去、保管等に要した費用の収納の事務の私人への委託について	14
公 告	
○ パブリックコメントの実施について	15
○ パブリックコメントの実施結果について	18
○ パブリックコメントの実施について	19
上下水道事業公告	
○ 伊勢都市計画下水道事業の図書の写しの縦覧について	22

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第18号

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 避難管理（第35条―第42条）」を「第5章 避難管理（第35条―第42条）」を
第5章の2 屋
理（第35条―第42条）
外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）」
に改める。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

- (9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあつては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項及び第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理 (指定催しの指定)

第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

- 2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。

ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

- 3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
 - (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
 - (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
 - (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
 - (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。
- 2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第45条に次の1号を加える。

- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第49条に次の1号を加える。

- (4) 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の第42条の2及び第42条の3の規定は、適用しない。

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 6 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第20号

伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市奨学金支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第149号）
の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第18条中「、学校長又は学部長を經由して」
を削る。

第20条第1項中「学校長又は学部長を經由して」を削る。

様式第1号及び様式第2号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第3号中「学校長又は学部長經由印」を削る。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第5号中「学校長又は学部長經由印」を削る。

様式第6号中「学校長又は学部長經由印」を削り、「あて先」
を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 73 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 26 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 26 年 6 月 23 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 74 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 6 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

四日市市新正 4 丁目 1 番 1 号チトセビル

三重コニックス株式会社

代表取締役社長 吉田 治伸

2 委託期間

平成 26 年 7 月 5 日から平成 26 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 75 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、一之木町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 26 年 6 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 黒 田 道 夫

伊勢市一之木 3 丁目 3 番 14 号

変更後 福 井 三 重 子

伊勢市一之木 5 丁目 12 番 1 号

伊勢市告示第76号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年6月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類
伊勢都市計画下水道
流域関連伊勢市公共下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 77 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 8 条第 1 項の規定により、自転車等放置禁止区域を次のとおり指定したので、同条第 3 項の規定により告示します。

平成 26 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

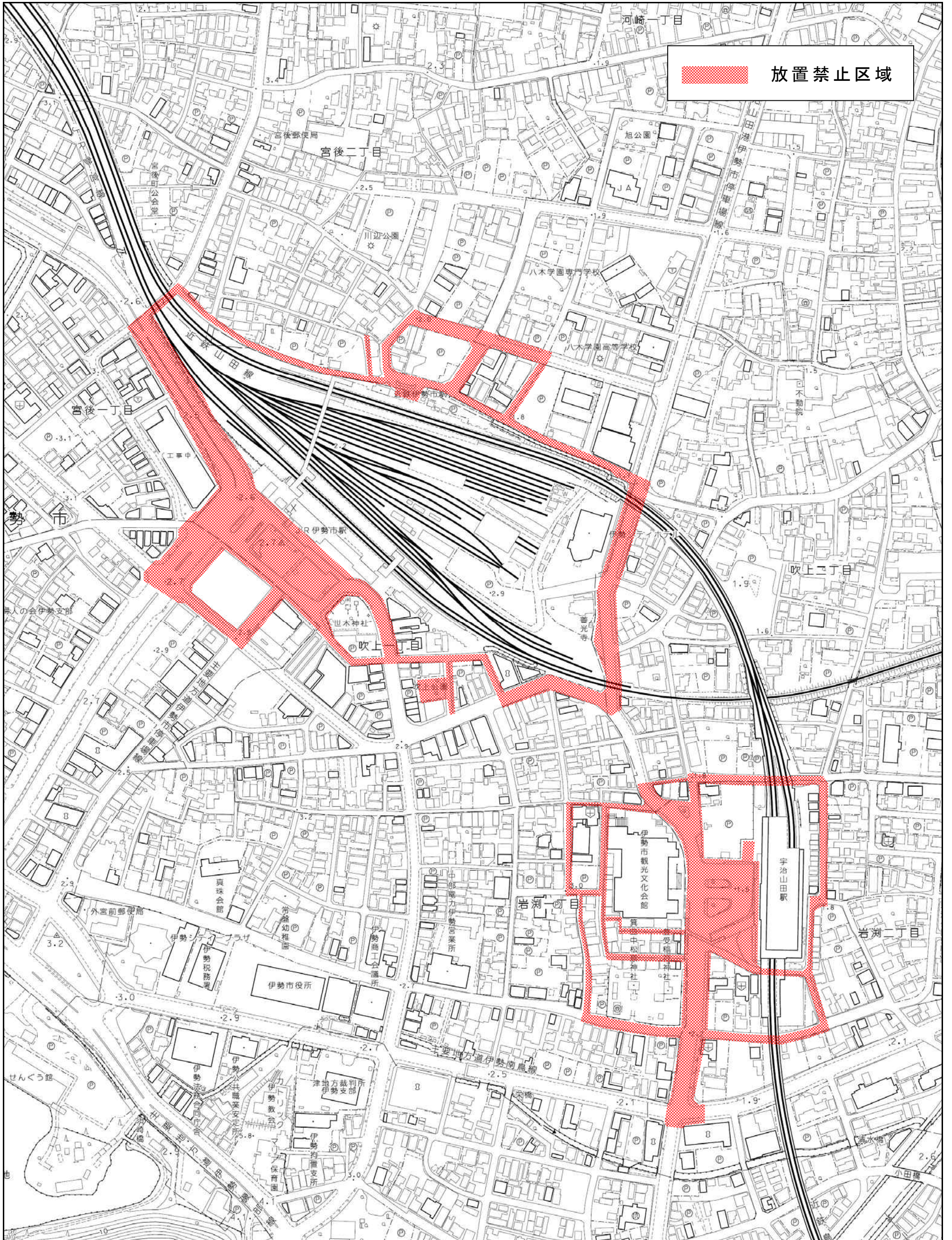
1 指定した区域

伊勢市駅周辺及び宇治山田駅周辺 別図表示の区域

2 指定の効力の発生年月日

平成26年 7 月 1 日

伊勢市自転車等放置禁止区域



伊勢市告示第 78 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車等の撤去、保管等に要した費用の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した者

伊勢市御薊町長屋 1963 番地
株式会社 エボリューション
代表取締役社長 山崎 元

2 委託期間

平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

伊勢市公告第 43 号

伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（平成 26 年度～平成 30 年度）を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成 26 年度～平成 30 年度）（案）を公表します。

なお、伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（平成 26 年度～平成 30 年度）（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（平成 26 年度～平成 30 年度）（案）

次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部福祉総務課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御薮総合支所地域振興課
- (6) 神社支所

- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所
- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) 伊勢市ハートプラザみその（伊勢市社会福祉協議会 本所）
- (21) 伊勢市福祉健康センター（伊勢市社会福祉協議会 伊勢支所）
- (22) 伊勢市小俣保健センター（伊勢市社会福祉協議会 小俣支所）
- (23) 伊勢市社会福祉協議会 二見支所
- (24) 伊勢市社会福祉協議会 御菌支所

3 縦覧期間

自 平成 26 年 6 月 23 日（月）

至 平成 26 年 7 月 22 日（火）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができる者
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ 本市に対して納税義務を有する者
- カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名及び住所を明記の上、「伊勢市地域福祉計画・伊勢市地域福祉活動計画（平成26年度～平成30年度）（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部福祉総務課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部福祉総務課 伊勢市役所東庁舎2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 福祉総務課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール fukushisoumu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成26年7月22日（火）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部福祉総務課 電話 0596-21-5557

伊勢市公告第 44 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 26 年 6 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）
- 2 案の公告日
平成 26 年 3 月 25 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 45 号

伊勢市都市計画公園見直しガイドラインを定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市都市計画公園見直しガイドライン（案）を公表します。

なお、伊勢市都市計画公園見直しガイドライン（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 26 年 6 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市都市計画公園見直しガイドライン（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 都市整備部都市計画課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 26 年 7 月 1 日（火）

至 平成 26 年 7 月 31 日（木）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有するもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市都市計画公園見直しガイドライン（案）」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市計画課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 26 年 7 月 31 日 (木) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市上下水道事業公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成26年6月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

流域関連伊勢市公共下水道

2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課